

東日本大震災からの復旧・復興に全力を傾注



林野庁長官
皆川 芳 嗣

この度の東日本大震災によつてお亡くなりになられた方々のご冥福を心よりお祈りするとともに、ご遺族やかかけがえのない財産を失われた皆様にお見舞いを申し上げます。

今般の地震と津波は、我が国に未曾有の被害をもたらし、岩手県、宮城県、福島県等の被災地はもちろんのこと、全国の人々に深刻な影響を及ぼしています。

林野庁としましては、被災直後から、山地災害の状況把握、仮設住宅用杭丸太や合板用材の確保に向けた関係団体への要請・情報交換並びに国有林からの提供のほか、避難住民に対する練炭・薪等生活物資の提供も行ってきました。

今年2011年は国際森林年ですが、この取組を進めるに当たっても、森林・林業・木材産業が震災復興に貢献するという

観点から幅広く検討してまいります。

具体的には、各種行事において、地方自治体やNGOと連携して義援金等を受け付けるブースの設置、さらには関係者による復興に向けての活動宣言や応援メッセージの表明、国産材を使った復興住宅の整備の推進、防災のための海岸林の植樹事業などを国際森林年の取組として検討し、震災復興に役立てていきたいと考えています。

また、今年には森林・林業再生プラン元年に当たります。このプランを法制面で具体化するものとして、4月15日に森林法の一部を改正する法律が全会一致で成立しました。この法律には、

- ① 路網を設置する場合、土地所有者が不明でも一定の手続きにより使用権の設定が可能となる。
- ② 無届伐採が行われた場合の伐採中止命令や造林命令を発出できる。
- ③ 森林所有者が作成する森林

施業計画を施業の集約化、路網の整備を含めた実効性のある森林経営計画に改める。

といった内容が主な改正点となっています。また、今回の改正により国等の職員に加え、委任された者が他人の森林に入つて調査をできるようにしたことから、震災の被害状況の把握も効率的に実施できます。

被災地では、仮設住宅用材の供給、働く場所の確保などが課題となっています。我が国の森林資源が育てる時代から木材として使う時代を迎えている中で、10年後に自給率50%以上を目指すしている森林・林業再生プランの着実な実施は、国産材の安定供給、雇用の確保につながり、復興を支える重要なツールになります。

国難とも呼べる状況を日本全体で克服し、明るい未来を築いていくことが国民全体の願いであるうと考えています。そのために林野庁としてあらゆる努力を尽くしてまいります。